

議案第34号

上越市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部

改正について

上越市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上越市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年上越市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同条第4項第1号中「経験のある看護師」の次に「であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 主任介護支援専門員に準ずる者 次のいずれかに該当する者

ア 厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応、地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有しているもの

イ 地域包括支援センターが育成計画を策定しており、地域包括支援センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言の下、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

第3条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、

「同項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、「（省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削り、同項第1号及び第2号中「前項各号」を「第1項各号」に、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。